

介護老人福祉施設 重要事項説明書

社会福祉法人葵会
地域密着型特別養護老人ホーム
寿楽

地域密着型特別養護老人ホーム 寿楽 重要事項説明書

〈2025年 11月 1日 現在〉

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0246-76-0808 (9:00 ~ 18:00まで)
※寿限無事務所の電話番号となっております。

担当 介護支援専門員 坂本 たえ

2 地域密着型介護老人福祉施設 寿楽 の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	地域密着型特別養護老人ホーム 寿楽
所在地	福島県いわき市泉町本谷字大田7-1
介護保険指定番号	0790400733

(2) 同施設の職員体制

(2020年4月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1		業務管理	1
医師	医師		1	健康管理	1
事務職員			1		1
介護支援専門員	介護支援専門員	1		介護計画の作成	1
生活相談員	社会福祉主事	1		相談業務	1
看護職員	看護師	1	2	看護業務	3
	准看護士				
機能訓練指導員	看護師	1		機能訓練業務	1
管理栄養士	管理栄養士	1		食事の管理等	1
介護職員	介護福祉士	7	1	介護業務	8
	介護職員	3	4		

(3) 同施設の設備等の概要

定員	29人	医務室	1室
居室	個室	29室	共同生活室
	多床室	0室	談話室
浴室	一般浴槽(個浴)		

〈 2024年 8月 1日 現在 〉

3 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

介護支援専門員が、ご利用者様本人様の身体状況を精査し、自立した日常生活が営めるような計画を多職種と共同で立案・計画致します。

(2) 介護サービス

① 介護支援専門員の立案した施設サービス計画書に基づき、介護サービスを提供します。

② 個々のご利用者様の生活リズムを十分に把握し、「その方らしさ」を尊重しながら、24時間サポート致します。

(3) 食事サービス

① 当施設では、ご利用者様の栄養状態を勘案し、管理栄養士が栄養ケアマネジトを行った上で計画書を立案し、栄養並びにご利用者様の身体の状況・嗜好を考慮した献立を作成し食事を提供致します。

② 食事時間

朝食	7 : 30	～	9 : 00
昼食	12 : 15	～	14 : 00
夕食	18 : 00	～	19 : 30

食事の時間に関しまして、上記に示しましたように基本的な施設としての提供時間はございますが、ご利用者様の生活リズムからその方の食事時間を勘案し提供していきます。

③ 病態に応じて、食事の形態や治療食等は、医師や管理栄養士等の協議の上、必要な食事を提供致します。

(4) 入浴サービス

① 入浴又は清拭は最低週2回行います。それ以上のご希望がございましたら、施設側とご利用者様、ご家族様とご検討させて頂きます。

② ご家庭にある様な普通のお風呂（個浴）での入浴サービスを実施します。寝たきりの方でも安全に安心してサービスが提供できますように、施設職員が定期的に介護技術の研修を施設内外にて行って参ります。

(5) 排泄サービス

① ご利用者様の排泄リズムに合わせた排泄サービスを提供していきます。

② 排泄サービスにおけるご本人様の自尊心を守るため、病態や身体的な理由からやむを得ない場合以外は出来るだけオムツを使用せず、普通のパンツと尿とりパットを用いて、トイレでの排泄サービスを進めていきます。

(6) 外出サービス

① ご利用者様のご要望を最大限考慮し、施設職員付き添いのもと、外出サービスを提供していきます。

② 外出の際には、事前に身元引受人のご家族様に対しまして施設側よりご連絡を行い、その是非を確認致します。

〈 2024年 8月 1日 現在 〉

(7) 機能訓練

- ① 機能訓練指導員（看護師）が、ご利用者様の身体状況を精査し、自立した日常生活が営めるための計画を多職種と共同で立案・計画いたします。
- ② 機能訓練指導員（看護師）により、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を計画的に実施致します。
- ③ 日常生活の中においても、利用者様の機能が減退しないように生活リハビリを活用して、残存機能を最大限に引き出すよう努力致します。

(8) 生活相談・行政手続き代行

- ① ご利用者様が日常生活を営む上で生じるご不安・ご心配なことなどの様々なご相談に可能な限り応じます。
- ② 施設サービスを利用し、日々の生活の中で何か不具合な点・苦情等がございましたら遠慮なく窓口の方へ申し出てください。
- ③ 必要に応じて、行政の手続きの代行（要介護更新手続き等）を行います。
- ④ 介護保険証書類関係の原本は、施設管理でお預かりさせていただき、ご家族様へ写しをお渡しし、必要時に原本をお渡しします。

(9) 健康管理

- ① 定期的に嘱託医師（中山医院 佐野全生 医師）が診察を行います。
- ② 看護職員が、日々の健康管理を行います。
- ③ 必要があれば、協力病院（かしま病院）への受診等の対応を行います。
- ④ 嘱託医以外の病院・診療所等へ受診したい場合は原則、ご家族様対応となります。どうしても難しい場合に関しましては、施設相談担当職員へご相談してください。

(10) 理美容サービス

- ① 理美容に関しましては、希望に応じて施設内にて実費で行うことが可能です。
- ② ご希望の理美容室がございましたら、そちらで行うことも可能です。ただし、原則ご家族様での対応となります。（施設相談担当職員にご相談してください。）

(11) レクリエーション

- ① 年間行事予定表に基づき各種イベントを行います。
- ② ユニット毎に計画を立案し、各種レクリエーション等を行います。

4 利用料金

(1) 介護保険法定料金（介護保険自己負担 1 割の金額）

下記の料金表によって、自己負担額の合計金額をお支払いください。

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス利用料金	ユニット型介護老人福祉施設 サービス費	682円	753円	828円	901円
	初期加算（入居後30日のみ）	30円	30円	30円	30円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	6円	6円	6円
	夜勤職員配置加算Ⅱ	18円	18円	18円	18円
	看護体制加算Ⅰ 1	12円	12円	12円	12円
	口腔衛生管理加算Ⅱ ※	110円	110円	110円	110円
	栄養マネジメント強化加算	11円	11円	11円	11円
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ ※	3円	3円	3円	3円
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ ※	13円	13円	13円	13円
	個別機能訓練加算Ⅰ	12円	12円	12円	12円
	個別機能訓練加算Ⅱ ※	20円	20円	20円	20円
	個別機能訓練加算Ⅲ ※	20円	20円	20円	20円
	科学的介護推進体制加算Ⅰ ※	40円	40円	40円	40円
	生産性向上推進体制加算Ⅱ ※	10円	10円	10円	10円
	ADL維持等加算Ⅰ ※	30円	30円	30円	30円
	精神科医師定期的療養指導加算	5円	5円	5円	5円
	協力医療機関連携加算 ※	50円	50円	50円	50円
	経口維持加算Ⅰ	400円	400円	400円	400円
	経口維持加算Ⅱ	100円	100円	100円	100円
	安全対策体制加算 * *	20円	20円	20円	20円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		介護保険の1割負担料金に13.6%の割合で加算される。			
自己負担額の合計		847円	928円	1,013円	1,096円
		1,157円			

*月加算を抜いた1日あたりの利用料金です。

…対象者のみ

※ …月1回の加算

* …入居時のみ1回

- ① 利用者様のご都合により、介護保険給付が受けられない場合等においては、償還払いなる場合がございます。その場合には、利用者様が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 上記に明記した加算の料金については、施設サービス費の他に、入居された全利用者様がお支払い頂くものです。その他、看取り介護加算、療養食加算等、ご本人様の身体状況やニーズに合わせてサービスを実施した場合、その分の加算料金が発生する場合がございます。介護老人福祉施設寿限無で受けることができますその他の加算内容については下記の通りです。

加算内容	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
療養食加算	1回6円	1回6円	1回6円	1回6円	1回6円
外泊時加算（6日以内）	246円	246円	246円	246円	246円
看取り介護加算Ⅰ	72円	72円	72円	72円	72円
看取り介護加算Ⅱ	144円	144円	144円	144円	144円
看取り介護加算Ⅲ	680円	680円	680円	680円	680円
看取り介護加算Ⅳ	1,280円	1,280円	1,280円	1,280円	1,280円

療養食加算 療養食（糖尿病食等）を医師の指示において提供する場合は、1回あたり6円加算されます。

外泊時費用 外泊を行った場合において、最大6日間まで1日あたり246円加算されます。月をまたぐ場合には、最大で12日間加算されます。

看取り介護加算Ⅰ 医師による医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断された利用者様について、その人らしさを尊重した看取り介護を行った場合に看取り介護加算が加算されます。
死亡以前31日～日々72円、死亡日以前4日～30日は1日あたり144円、
死亡日前日・前々日は、1日あたり680円、死亡日当日は1,280円が加算されます。

- ③ 介護保険サービスは、非課税になっております。

(2) 所定料金（実費）

① 外泊時（入院時を含む）におかれましても、利用者様は所定の居住費を当施設に支払うものとします。

② 市町村が発行する『介護保険負担限度額認定証』を持っている利用者様は、特定入所者介護サービス費の支給を受けて、居住費・食費が軽減されます。詳細については、下記に明記した料金表の通りです。

	区分	居住費	食費	1日の小計
	基　　本	2, 100円	1, 500円	3, 600円
第1段階	◆生活保護受給者の方等 ◆老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	880円	300円	1, 180円
第2段階	本人の合計所得金額と課税年金及び非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	880円	390円	1, 270円
第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超える方	1, 370円	650円	2, 020円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年収額の合計が年額120万円を超える方	1, 370円	1, 360円	2, 730円

③ 施設職員対応の外出時にかかる費用について

ご本人様の食事代等に付きましては、実費負担していただきます。

④ 理容・美容について

- ・外部からの訪問理美容サービスをご利用いただけます。
- ・理容日及び美容日に関しましては、随時日程調整の上、サービスを提供しています。
ご利用の希望の際は、施設相談担当職員にご相談下さい。
(参考) メニュー料金 カット代 1800円

⑤ 各教室活動費

ご利用者様に選択して頂ける各教室をご用意しています。参加をされる場合、別途教室活動費として利用料金を頂く場合がございます。

⑥ 健康管理費

毎週月曜日の中山医院往診による処方箋料、それに付随するお薬代、インフルエンザ予防接種等に関しましては、医療機関より提示される料金で実費負担となります。

⑦ 複写物の交付（サービス提供記録の閲覧）

ご利用者様またはそのご家族様は、サービス提供についての記録（看・介護等）を月曜日～金曜日までの、9：00～18：00まで閲覧できます。ご希望がありましたら、施設相談担当職員までお申し出ください。また、複写物を必要とする場合には、実費（複写物1枚につき、10円）をご負担いただきます。

⑧ クリーニング代について

基本的にご利用者様の衣類の洗濯に関しましては、介護保険の施設サービス費に含まれていますが、ウール製品等の衣類に関しましては施設での洗濯が行えませんので、ご家族様でクリーニング対応をお願いします。当施設経由でもクリーニング店をご紹介できますので、施設相談担当職員にご相談ください。

⑨ 居室に持ち込まれる電化製品の電気料金について

電化製品の電気料金につきましては、電化製品ごとの消費電力を細分化して日額で算出しご負担をして頂くこととなります。製品ごとの電気料金につきましては、別表の通りとなっております。別表にない家電の算定金額は、事務課にて、持ち込み家電製品を確認の上、後日お知らせすることと致します。

（3）利用料金のお支払い方法

前記、①、②の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、事業者は当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日頃までにご利用者様にお渡しいたします。ご利用者様は、当月料金の合計額を翌月27日頃までに原則、自動引き落としの方法で支払います。事業者は、ご利用者様から料金の支払いを受けたときは、ご利用者様に対し領収証を発行いたします。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいての計算した金額となります。

5 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者様のご希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療協力機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません）

①協力医療機関

医療機関の名称	かしま病院
所在地	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目22-1
連絡先	0246-58-8010
診療科	内科 外科 整形外科 皮膚科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	なかじま歯科クリニック
所在地	いわき市泉町滝尻字御前田54
連絡先	0246-88-7407
診療科	歯科

(別表) 社会福祉法人葵会 電気料金算定根拠資料

〈2024年 8月 1日 現在〉

単位 円

品 目	使用電力	1時間当たりの使用電気料金	1日当たりの使用時間	1日当たりの使用電気料金	日額徴収料金 (小数点以下切り捨て)
液晶TV 19型～	50W	0.86	8	8.8	8
液晶TV 30型～	94W	2.69	8	21.52	21
冷蔵庫 (200ℓ未満)	42W	0.91	24	22.18	22
冷蔵庫 (200ℓ～300ℓ)	47W	0.91	24	24.82	24
空気清浄器	40W	0.88	16	14.08	14
電気毛布	50W	1.75	8	14	14
ラジカセ	30W	30	1.05	8	8.4
携帯充電器	60W	60	2.1	3	6.3
加湿器	98W	98	3.43	14	48.02
除湿器	180W	180	6.3	14	88.2
酸素装置			24		33

* 上記以外の電気製品の持ち込みに関しては、その都度料金を調整とする。

6 退所の手続き

- (1) お客様のご都合で退去される場合
サービス終了を希望する日の7日前までに任意の様式にて文書にてお知らせください。
- (2) 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
①ご利用者様が他の介護保険施設に入居した場合
②介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が非該当
(自立) または要支援と認定された場合
※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。
③ご利用者様がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合
- (3) その他
①当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者様は文書で解約する事によって、即座にサービスを終了することができます。
②ご利用者様のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも関わらず30日以内に支払われない場合、または、ご利用者様やご家族様が当施設や当施設従業員に対して契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、退去していただく場合がございます。
この場合、契約終了30日前までに文書で通知します。
③ご利用者が病院・診療所等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月しても退院ができないことが明らかになつた場合には文書通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、再度入居の申し込みをしていただき、判定の結果、居室に空室がある場合には再契約をすることもできます。
④やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了して退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

7 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ① 地域密着型介護老人福祉施設 寿楽の施設理念
施設は、施設計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮します。また、各ユニットにおいて、ご利用者様が相互に社会関係を築き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
ご利用者様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる様、施設は明るく家庭的な雰囲気のもと、地域との結びつきを重視した運営を行います。

(2) 施設利用にあたっての注意事項

- | | |
|-------------|--|
| ① 面会 | 8：00～18：00までの間で自由にご面会いただけます。事務室前にご用意した面会記録簿に面会記録を記入してください。感染症の予防の為、来館時は手指消毒、うがい、マスク着用のご協力をお願いします。また、発熱症状等のある方のご面会はご遠慮頂いております。 |
| ② 外出・外泊 | 事前に窓口（施設相談担当職員）へお伝え頂き、所定の様式に記載の上、ご自由に外出・外泊して頂けます。 |
| ③ 飲酒・喫煙 | 所定の場所にて可能な範囲でお楽しみ頂けます。 |
| ④ 設備・器具の利用 | 事前にご要望下されば、可能な範囲でご利用できます。 |
| ⑤ 金銭・貴重品の管理 | 原則的に、金銭・貴重品の管理は施設では行えませんので予めご了承ください。また、ご利用者様個人の現金所持に関しましても原則禁止とさせて頂いております。万が一、所持していた場合に、紛失等がございましても当施設では一切の責任は負えません。 |
| ⑥ 所持品の持ち込み | 入居時に持ち込まれますお荷物等に関しましては、居室の広さ等もございますので、個別に御相談下さい。 |
| ⑦ 施設外での受診 | 嘱託医以外の医師の診療を希望される場合には、原則ご家族対応となりますので、予めご了解下さい。 |
| ⑧ 宗教・政治活動 | 原則、禁止とさせて頂きます。 |
| ⑨ 家族宿泊室のご利用 | 面会等の用事で施設に宿泊を希望される方は、施設内にて宿泊設備を設けております。
ご利用希望のある方は1泊3,000円で宿泊が可能です。
また、入居者様の居室へお泊りになられる場合は、
1泊1,500円で宿泊が可能です。その際は、簡易ベッドの用意も出来ますので、詳細につきましては事務員までお尋ね下さい。 |

8 緊急時の対応方法と入院中の取り扱いについて

(1) 緊急時の対応方法について

入居されている際に、容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、緊急連絡先の優先順位でご家族様へご連絡させて頂きます。

(2) 入院中の取り扱いについて

入院時のお手続きに関しまして、直接ご家族様のお手続きが必要ですので、必ず当日中に病院へお越し頂きますようお願い致します。また入院中の洗濯に關しましても、ご家族様での対応となります。
入院中のオムツについては、外泊時加算（4ページ参照）の算定期間であることから、算定期間の6日分をお渡しすることとなります。それ以降のオムツにつきましてはご家族様でのご準備をお願い致します。

入院中の居住費（居室料金）につきましては徴収させて頂くこととなります。
入院日の次の日からは、外泊時費用（1日 246円）を6日間算定致します。
この期間の居住費は徴収致しませんが、7日目以降からは、1日あたり
2,100円を入院期間中もご負担頂きます。負担限度額の認定を受けてる
方に関しましては、820円から1,310円のご負担をお願い致します。

9 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずると共に、ご家族様や必要関係機関にご報告致します。骨折等の重大な事故の場合には保険者（いわき市）へも報告することとなっております。また、サービス提供時に賠償すべき事由が発生した場合には速やかにご対応致します。ただし、事業所の責によるものでない場合には、この限りではありません。

10 非常災害時における対応方法

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 防災時の対応 | 「非常災害に関する計画書」に基づいて対応 |
| (2) 防災設備 | 消火器、火災報知器、誘導等、自動通報システム
スプリンクラー |
| (3) 防災訓練 | 避難、救出訓練年2回実施 |
| (4) 防火責任者 | 施設長 石綿 聰 |

11 サービス内容に関する苦情

- (1) 苦情受付、処理担当
苦情受付担当
苦情解決担当
電話番号

介護支援専門員 坂本 たえ
施設長 石綿 聰
0246-88-8010

- (2) その他

当施設以外に、第三者機関として苦情解決委員会、市町村の相談・苦情窓口等に苦情をお伝えすることができます。

苦 情 受 付 窓 口 (第 三 者 機 関)	地域密着型介護老人福祉施設 寿楽 第三者委員 保護司 酒井 征四郎 0246-54-3871 9:00~16:00 (土日祝日を除く)
	いわき市保健福祉部 高齢福祉課介護サービス整備係 電話番号 0246-22-7467 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)
	福島県国民健康保険連合会 電話番号 024-528-0040 (専用) 受付時間 9:00~16:00 (土日祝日を除く)
	福島県介護保険グループ 電話番号 024-521-7745 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

12 当施設の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 葵会
地域密着型特別養護老人ホーム 寿楽

代表者役職・氏名

理事長 鈴木 泰光

施設所在地

福島県いわき市泉町本谷字大田7-1

電話番号

0246-88-8010

定款の目的に定めた事業

- 1、特別養護老人ホーム事業の経営
- 2、短期入所生活介護事業の経営
- 3、通所介護事業の経営

施設・拠点等

特別養護老人ホーム 1ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム 1ヶ所
短期入所生活介護 2ヶ所
通所介護 1ヶ所

1.3 虐待防止・身体拘束廃止の取り組み

当施設では、すべての入居者の尊厳を守り、安全で安心できる生活環境を提供することを基本方針としています。そのため、職員による身体的・心理的・性的・経済的虐待、介護放棄（ネグレクト）等のあらゆる虐待を防止します。

また、「介護保険法」及び「高齢者虐待防止法」等の関連法令に基づき、虐待防止委員会の設置、職員への定期研修、相談体制の整備を行い、早期発見・早期対応に努めています。

身体拘束については、「身体拘束ゼロの実現」を目指し、原則として行いません。ただし、下記3要件（切迫性・非代替性・一時性）をすべて満たす場合に限り、やむを得ず最小限の身体拘束を一時的に実施することがあります。実施の際は、理由・内容・時間等を記録し、本人・ご家族に説明いたします。職員一同、身体拘束の廃止・削減に継続的に取り組みます。

1.4 ハラスメント防止への取り組み

当施設では、入居者・ご家族・職員のすべての人が安心して関わり合える職場環境づくりを目指しています。そのため、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、あらゆるハラスメント行為を禁止しています。

入居者・ご家族が職員からハラスメントを受けることはもちろん、職員が入居者やご家族からハラスメントを受ける場合についても、適切に対応いたします。

ハラスメントに関する相談窓口を設け、秘密を厳守したうえで誠実に対応します。また、ハラスメント防止に関する職員研修を定期的に実施し、意識向上と再発防止に努めています。

1.5 感染症対策及び災害時対応（BCP：業務継続計画）

当施設では、感染症及び災害発生時においても、入居者の生命・安全を最優先にした適切な対応を行うため、「感染症及び災害時における業務継続計画（BCP）」を策定しています。

【感染症対策】

感染予防・拡大防止のためのマニュアルを整備し、日常的な衛生管理・健康管理を徹底しています。感染症発生時には、速やかに関係機関へ報告し、隔離・消毒・面会制限など必要な措置を講じます。職員に対し、感染症対応の研修・訓練を定期的に実施しています。

【災害時対応】

地震・火災・風水害などの災害時には、入居者の安全確保を最優先に避難誘導を行います。

災害発生時の指揮命令系統、連絡体制、非常用備蓄品の確保、協力医療機関・関係機関との連携体制を定めています。定期的に避難訓練を実施し、職員の防災意識の向上を図っています。BCPに基づき、非常時においても可能な限り介護サービスを継続できる体制を整備しています。

年 月 日

特別養護老人ホーム寿限無の入居にあたり、利用者様及び代理人に対し、契約書及び本書面に基づいた重要な事項を説明しました。

事業者	社会福祉法人 葵会
所在地	福島県いわき泉町本谷字大田 7-1
名 称	地域密着型特別養護老人ホーム 寿楽
説明者	
氏 名	

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名

代筆者 氏名
繞柄()

代理人（身元引受人）氏名
続柄（ ）

連帶保証人 氏名
続柄()